

通常指名競争入札における指名ガイドライン

1. 指名業者選考の考え方について

指名業者選考に当っては、予定価格に見合う等級の有資格者の中から、施工実績、技術的水準、地域特性等から、適切な品質確保が図られるかどうかを勘案して選定することを基本とする。

2. 指名手順のガイドライン

(1) 指名選定対象者リストの作成

工事規模が1億円未満の工事であることに鑑み、当該等級の業者が確実に円滑に工事を実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案し、なおかつ地域の実情に応じ、有資格者名簿（当該部局希望業者）から、概ね各事務所～開発建設部の管内に本・支店・営業所を有する企業のリストを作成する（競争性が確保されないと考えられる場合には、地域の実情に応じて、隣接の市町村等を含める。）。

(2) 指名業者の絞り込みについて

上記リストから、工事内容に応じて、以下の条件により20～30社程度に絞り込みを行う。※【 】内は、〈参考〉「北海道開発局工事等競争参加者選定要領第27条に定める指名基準の運用について（通知）」の判断項目の番号に対応

- ① 不誠実な行為の有無（指名停止等の期間ではない）【1】
- ② 経営状況（経営状況が極めて不安定ではない）【2】
- ③ 工事成績（工事成績の平均が2年連続で60点未満ではない）【3】
- ④ 地理的条件（工事箇所の当該市町村を中心としたエリア内（工事内容に応じて適宜設定）に本・支店・営業所の有無によって絞り込み）【4】
- ⑤ 技術的特性等【6】
 - イ. 当該工事の品質を確保できる技術力を有する
例えば、
 - CORINS 検索で当該工種の実績がある
 - 情報収集により、施工実績を確認
 - 当該工種以外の専門業者ではない
 - 不良不適格業者ではない等
 - ロ. 当該工事が希望工種である
 - ハ. 当該開発建設部における被指名の意向がある
- ⑥ 安全管理の状況（指名停止期間中ではない等、安全管理の状況が不適切ではない）【7】
- ⑦ 労働福祉の状況（労働基準監督署からの通報等がない）【8】

(3) 技術等評価による指名業者の選定

上記によって絞り込みを行った各社について、次の技術的な観点等からの評価を行い、10社程度を選定する。

以下の評価項目の中から、当該工事の規模、難易度等の特性を考慮した上で、各開発建設部の判断により、具体的な項目を選択し、評価方法を定める。以下から選択された項目に基づき、相対的に評価の高い業者を優位に指名するものとする。

【 】内は、〈参考〉「北海道開発局工事等競争参加者選定要領第27条に定める指名基準の運用について（通知）」の判断項目の番号に対応。

【3. 工事成績】

- ① 工事成績
 - 過去2年間の工事成績の平均を評価
 - 実績の無い場合は65点で評価

② 優良表彰の有無

- 過去5年間の優良表彰を評価
- 局長表彰及び部長表彰（部長表彰制度は H13 から開始）

【4. 地理的条件】

③ 地理的条件

- 工事施工箇所の当該市町村の本店（支店・営業所）の有無を評価
- 次いで隣接市町村に本店（支店・営業所）の有無を評価

【5. 手持ち工事の状況】

④ 手持ち工事の状況

- 管内の手持ち工事量を勘案

【6. 技術的特性】

⑤ 技術者数

- 1級土木施工管理技士・2級土木施工管理技士等の人数を評価

⑥ 経営事項評価点数

- 経営事項評価点数を評価

⑦ 技術評価点数

- 技術評価点数を評価

【1. 不誠実な行為の有無、7. 安全管理の状況】

⑧ 不誠実な行為・事故による措置状況

- 過去数ヶ月の措置の状況によってマイナス評価

【9. その他】

⑨ 指名の状況

- 当該年度の指名回数を勘案するが、全業者を均等に順番に指名するという意味ではなく、優良な業者の指名回数は当然高くすることが主旨である。

3. フロー

